本件事故当時、京都市において宿泊業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件につき、申立人X (以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。) は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、 それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ○○○○に係る営業損害

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金20 0万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本内払和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成24年6月8日

(仲介委員 若林弘樹)